

「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」
のフォローアップ調査（第5回）結果
及び今後の取り組みについて

2025年2月20日



I. 自主行動計画 2024 年度フォローアップ調査結果	
(1)概要	P.2
(2)発注側	P.3
(3)受注側	P.7
II. 今後の取り組み	P.11
III. [参考]下請Gメンヒアリング結果	P.12
[付1]自主行動計画 2024 年度フォローアップ調査 主要設問・回答一覧	P.13
[付2]下請適正取引の推進に向けた自主行動計画 (2024年9月20日改定)	P.31
[付3]「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」徹底プラン (2024年9月20日改定)	P.35

I. 2024年度フォローアップ調査結果 (1)概要

1. 「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」の策定・改定の経緯

- 下請中小企業振興法「振興基準」に基づき、2019年11月に策定。
- 2023年度までに3度改定（2021年9月、2022年9月、2023年9月）。

※改定内容

2021年9月：知的財産の保護等を追加。

2022年9月：①コスト上昇分の価格協議に遅滞なく応じること、②約束手形の利用廃止年、③パートナーシップ構築宣言の実施を促す取組等について記載。

2023年9月：①コスト上昇があった場合、サプライチェーン全体に配慮して十分な協議を実施すること、②利益提供要請の際の十分な配慮、③取引先の生産に必要なリードタイムを十分に考慮すること等について記載。なお、自主行動計画に記載があるものの、下請Gメンのヒアリング等においてその徹底が不十分である実態が指摘された事項について、自主行動計画の「徹底プラン」を策定。

- 2024年9月に改定（P.31参照）。①価格交渉や価格転嫁をしやすい取引環境の整備、②原材料費・エネルギーコスト増加分の全額転嫁、③手形等のサイトを60日以内とすることの徹底等について記載。
- 2020年度以降、毎年フォローアップ調査を実施。

2. フォローアップ調査 (第5回)

- 調査期間：2024年10月8日～11月5日
- 調査内容：価格決定方法の適正化、支払条件の改善、働き方改革の影響等。自主行動計画改定に伴い、価格交渉や価格転嫁をしやすい取引環境の整備等に関する設問を追加（P.13-30 自主行動計画2024年度フォローアップ調査主要設問・回答一覧 参照）。
- 調査企業：日本製紙連合会会員企業31社
※うち1社は子会社分(3社)も一括して調査しているため、調査票発送は28社。
- 回答企業：22社（実質25社）、回答率：78.6%（22/28） [前年度82.1%]
- 中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第21回取引問題小委員会（2025年1月22日）にて本結果を報告。なお、同小委員会では、中小企業庁より、下請Gメンヒアリング（2024年4～11月）の結果について業種横断的な説明があった（P.12参照）。

<概観> ※調査対象は、下請法対象外の取引も含む。

発注側

- ① 価格の決定方法に関し、コスト全般、原材料価格、エネルギー価格の変動については、「全て反映」と「概ね反映」の合計で9割以上、労務費も同合計で9割近くを占めている。
- ② 原価低減要請について、回答22社中2社が直近1年間で「実施」と回答。
- ③ 支払条件については、「全て現金払い」が回答22社中16社。手形等での支払いがある6社について、サイトが「60日以内」は2社となっている。

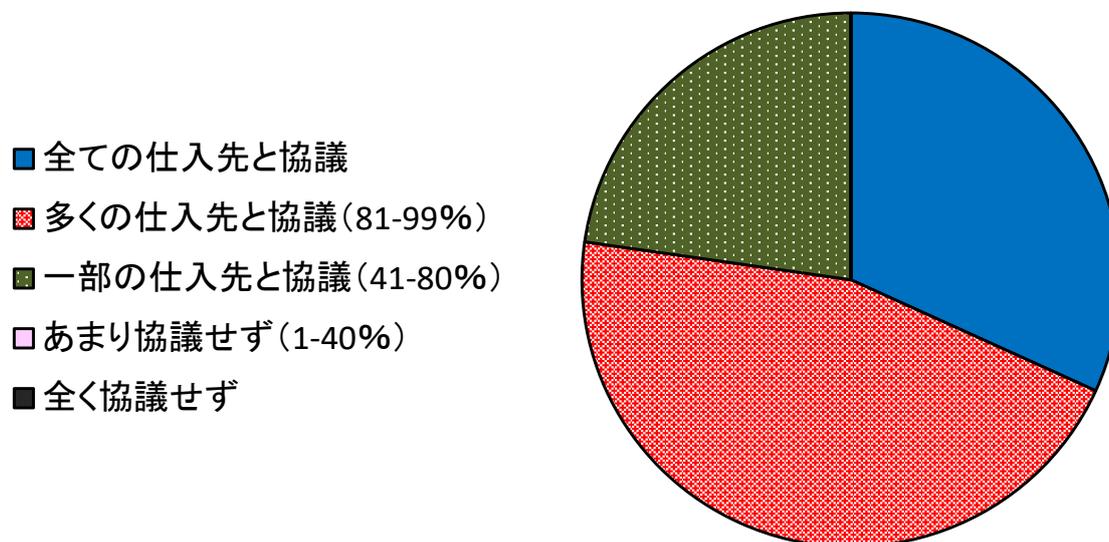
受注側

- ① 価格の決定方法について、コスト全般、原材料価格、エネルギー価格については「全て反映」と「概ね反映」の合計が全体の半数以上を占めているものの、労務費については5割弱となっている。
- ② 原価低減要請について、13社中6社が原価低減要請や利益提供要請を「受けたことがある」としており、4社は「要請に納得したうえで書面により合意」したが、2社は「要請に応じなかった」。
- ③ 支払条件は、「全て現金払い」の比率が半数以上を占めるが、「全て手形等の支払い」の企業も存在。

I. 調査結果 (2)発注側：価格決定方法の適正化

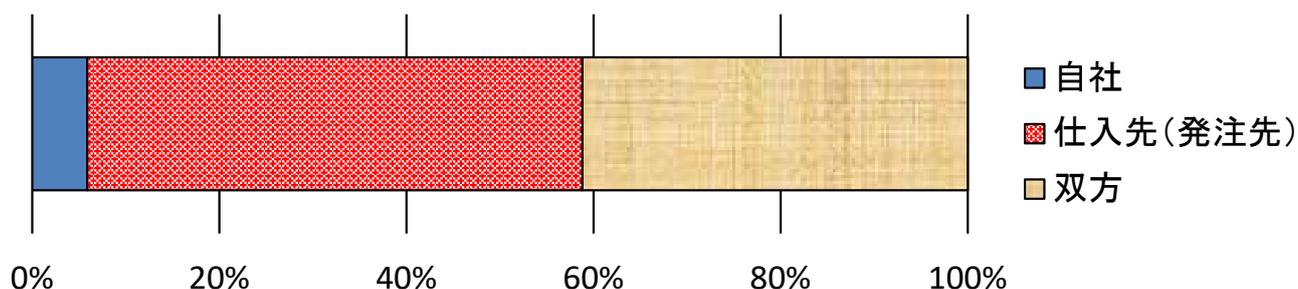
【価格決定時の協議】

設問 [発注側] 5. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先（発注先）の理解を得られるような十分な協議の実施状況



- 「全ての取引先と協議」「多くの取引先と協議」の合計で8割弱（22社中17社）を占める。「あまり協議せず」「全く協議せず」はゼロ。

設問 [発注側] 6. 全ての、または多くの仕入先（発注先）と協議を実施した場合、自社と仕入先（発注先）のどちらから協議の申入れを行う場合が多かったか

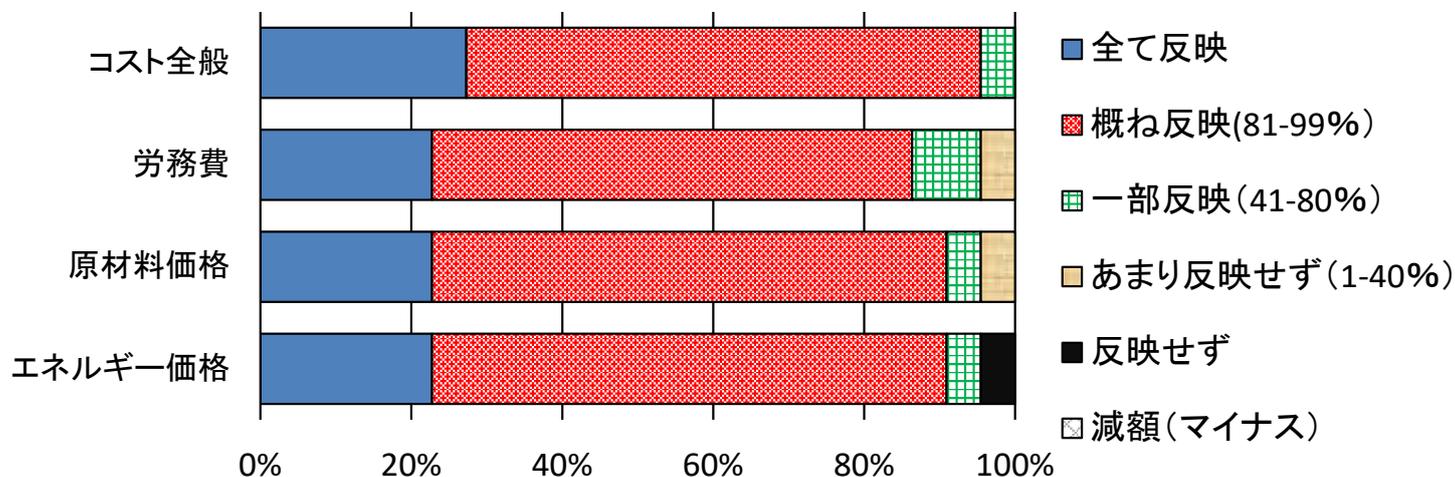


- 「全ての取引先と協議」「多くの取引先と協議」と回答した17社について、協議の申入れは「仕入先（発注先）から行う場合が多い」とする回答が多く、「双方から」と合わせると9割以上となっている。
- なお、中小企業庁によれば、価格交渉は受注者から申し入れる場合が多いのは他業種にも共通してみられる傾向。同庁は、発注者からの申し出による価格交渉の実施が一般化するなど、引き続き交渉が行われやすい環境や機運の醸成が重要、としている。

I. 調査結果 (2) 発注側：価格決定方法の適正化

【コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格の反映】

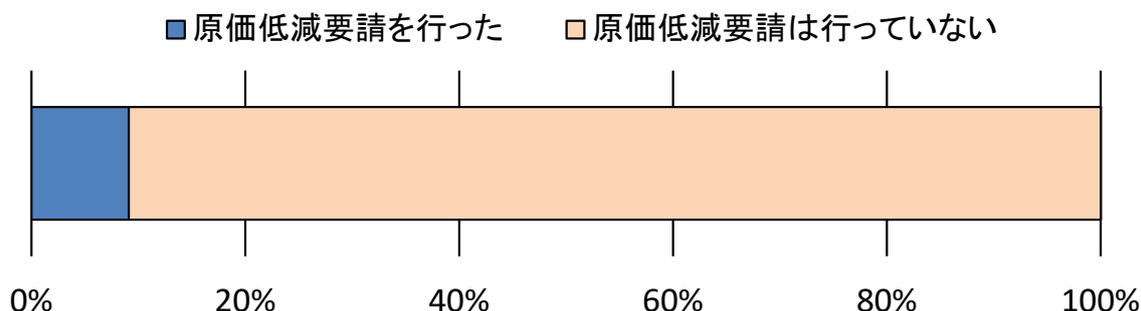
設問 [発注側] 10. 2024年度に適用する単価の決定・改定について、直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）のコスト増加分の反映状況



- 「全て反映」と「概ね反映」という回答の合計は、コスト全般、原材料価格、エネルギー価格の変動に関しては全体の9割以上となっており、労務費についても9割近い。
- 「減額した」という回答はゼロ。「反映せず」はエネルギー価格についての1社のみで、その理由は、エネルギーのコストが減少しているため（設問 [発注側] 13）。

【原価低減要請】

設問 [発注側] 14. 直近1年間で、仕入先（発注先）に対して原価低減要請を行ったか



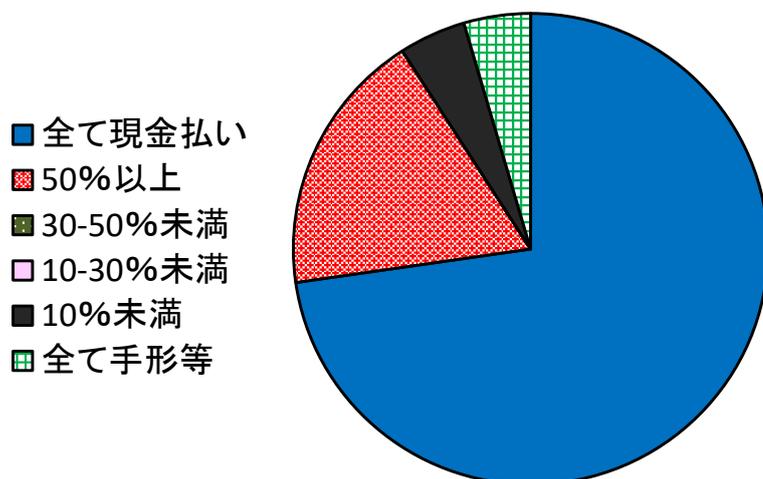
- 回答22社中、直近1年で原価低減要請を行ったのは2社。
- 原価低減要請時の書面等による合意について、要請を行った2社は、「一部の仕入先（41-80%）と書面等により合意した」と回答（設問 [発注側] 17）。
- なお、利益提供要請を行った企業はゼロとなっている（設問 [発注側] 18）。

I. 調査結果 (2)発注側：支払条件の改善

【現金比率】

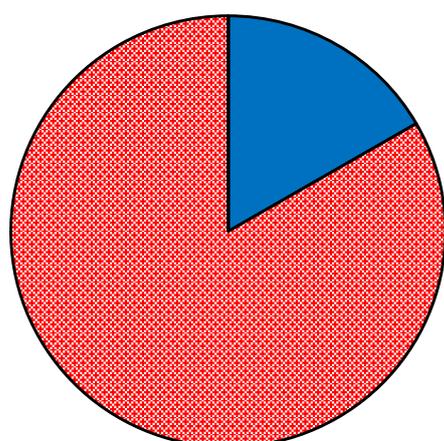
設問 [発注側] 22. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、現金払いの割合

※「手形等」は、約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権を含む

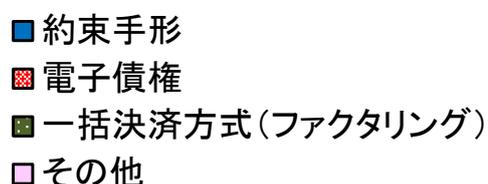


- 回答企業22社中、16社が「全て現金払い」、4社が「現金が50%以上」と回答している。一方、「現金は10%未満」と「全て手形等の支払い」が各1社ある。
[前年度は、回答22社中、「全て現金払い」が18社、「現金が50%以上」が3社、「全て手形等の支払い」が1社]

設問 [発注側] 23. 現金以外で最も多い支払い手段



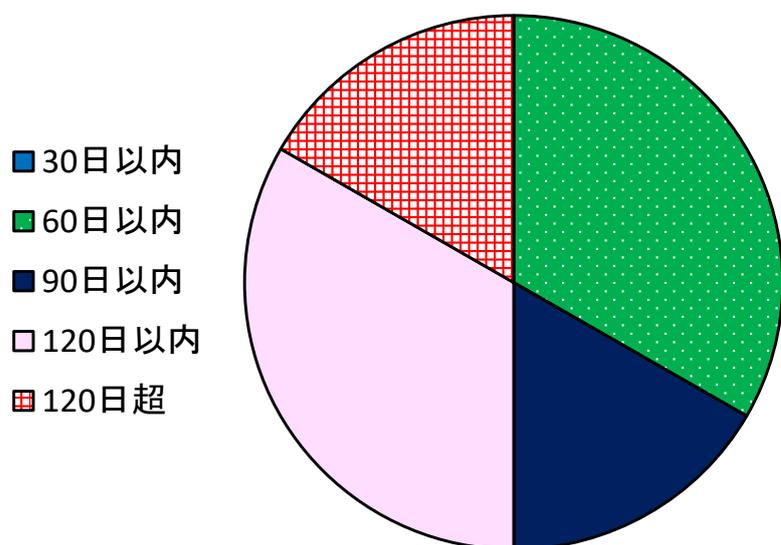
- 手形等での支払いがある6社について、最も多い手段は、「電子債権」が5社、「約束手形」が1社となっている。



I. 調査結果 (2)発注側：支払条件の改善

【手形サイト】

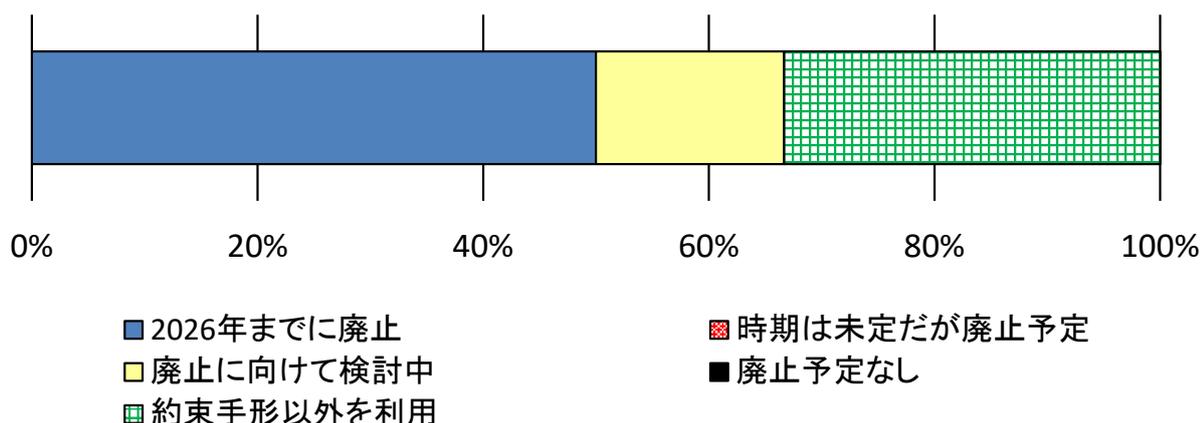
設問 [発注側] 24. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合のサイト



- 発注側の立場で手形等での支払いがある6社の手形サイトは、「60日以内」、「120日以内」が2社、「90日以内」、「120日超」が各1社となっており、依然、60日を超えるサイトが半数以上を占めている。
[前年度は回答4社のうち、「60日以内」が1社、「120日以内」が3社]
- 60日を超えるサイトの手形等を利用している場合、60日以内に変更する予定があるか（設問 [発注側] 25）については、「2024年11月までに変更」が1社。「時期は未定だが変更予定」が5社となっている。

【約束手形の利用廃止】

設問 [発注側] 28. 下請代金の支払いについて、約束手形の利用廃止予定

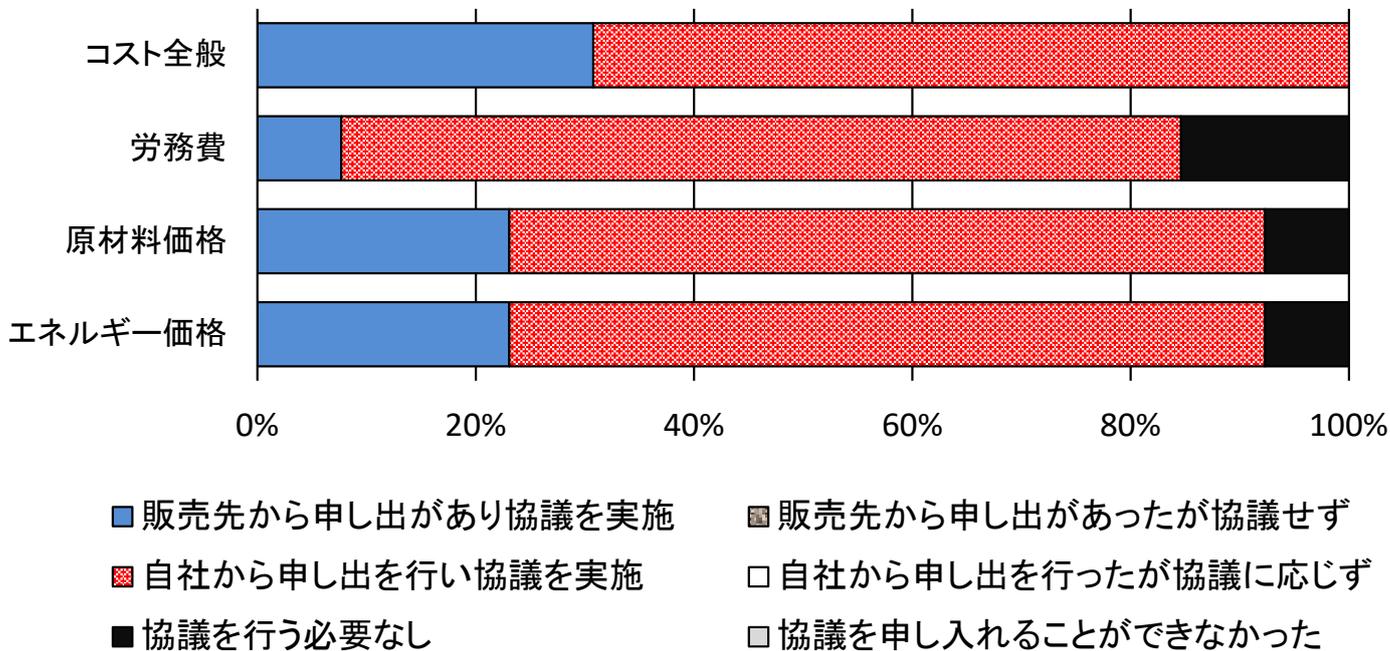


- 発注側の立場で手形等での支払いがある6社について、約束手形の利用廃止予定は、「2026年までに利用を廃止する予定」が3社、「利用廃止に向けて検討中」が1社、「約束手形以外を利用している」が2社となっている。

I. 調査結果 (3) 受注側：価格決定方法の適正化

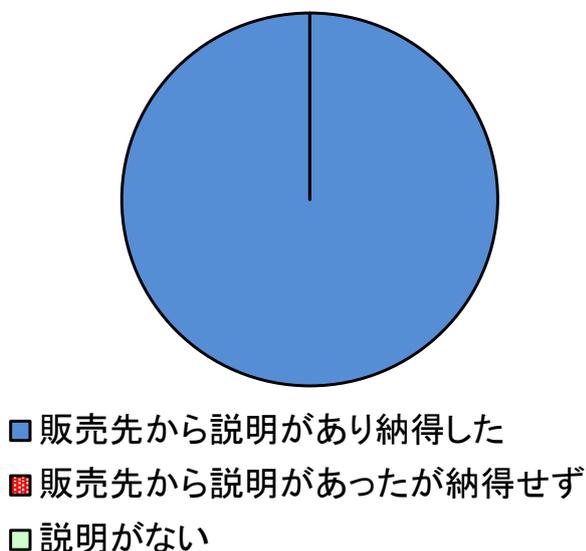
【価格決定時の協議】

設問 [受注側] 6. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じたか



- 価格決定時の協議について、「必要なし」の場合を除き、受注側・発注側のいずれかが申し出たにもかかわらず協議が実施されなかったという回答はゼロ。
- 各項目とも「自社（受注側）から申し出を行い協議を実施」が多いが、特に労務費の変動に関しては、協議を実施した企業11社のうち「自社（受注側）から申し出を行い協議を実施」が10社を占める。

設問 [受注側] 9. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先との価格交渉に関する協議：販売先から価格決定事由の説明状況

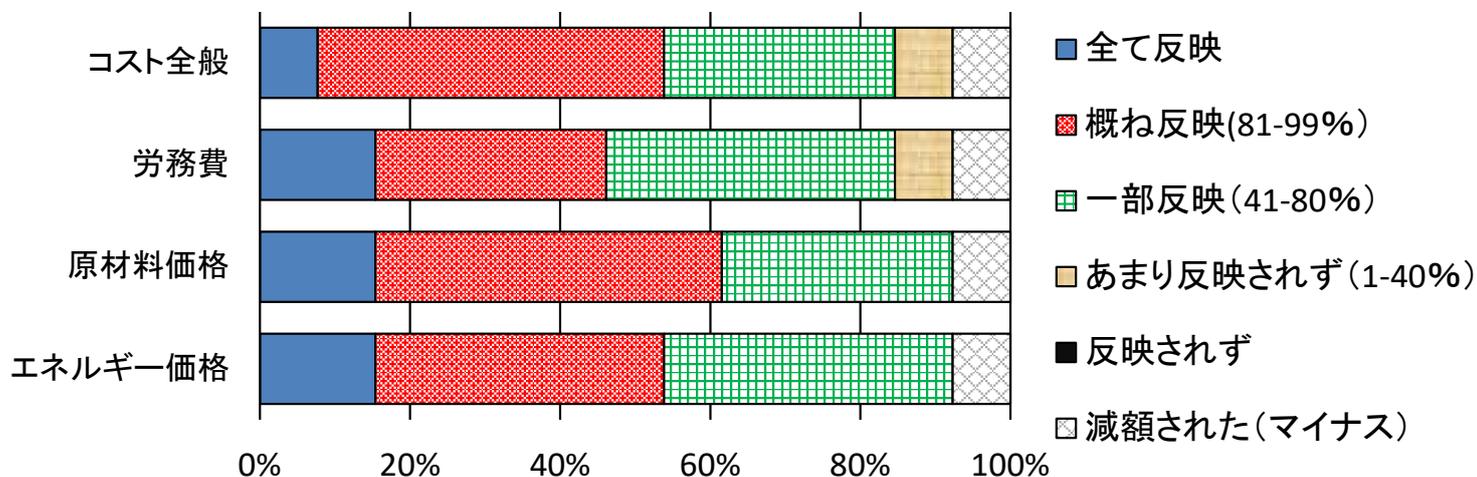


- 回答13社全てが「販売先から説明があり納得した」と回答。
- なお、販売先による説明方法については、「資料を用いて説明」が10社、「口頭のみで説明」が3社となっている。

I. 調査結果 (3) 受注側：価格決定方法の適正化

【コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格の反映】

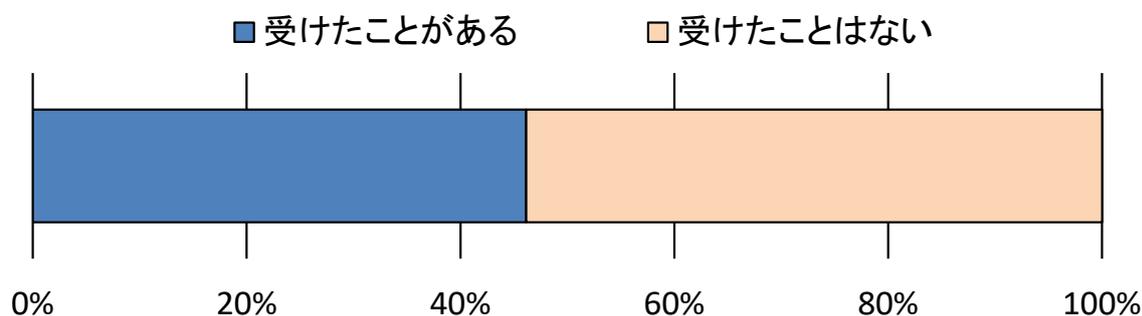
設問 [受注側] 11. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況



- 「全て反映」と「概ね反映」の合計が、コスト全般、原材料価格、エネルギー価格の変動に関しては全体の半分以上を占めているものの、労務費については5割弱となっている。ただし、「一部反映」まで加えると、いずれの項目についても、全体の8割以上が「反映された」となる。
- 各項目で1社が「減額された」と回答。また、コスト全般と労務費については1社が「あまり反映されず」としている。「あまり反映されず」「減額された」の理由（設問 [受注側] 13）としては、「販売先の業績悪化」や「販売先の取引先も価格転嫁に応じてくれないため」が挙げられている。

【原価低減要請】

設問 [受注側] 15. 直近1年間で、販売先から原価低減要請や利益提供要請を受けたことがあるか



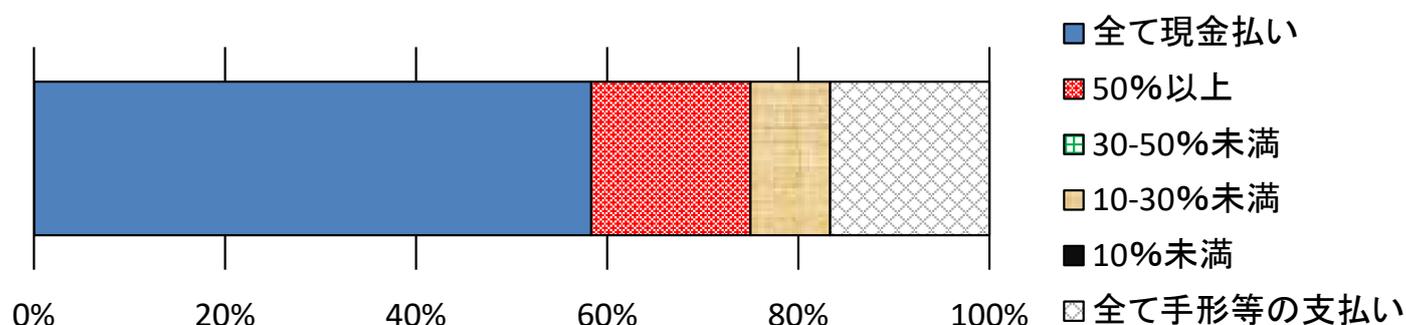
- 直近1年間で原価低減要請や利益提供要請の有無に関し、「受けたことがある」は6社、「受けたことはない」は7社。
- 要請を受けた6社のうち、4社は「要請に納得したうえで合意した」が、2社は「要請に応じなかった」（設問 [受注側] 17）。

I. 調査結果 (3) 受注側：支払条件の改善

【現金比率】

設問 [受注側] 20. 直近1年間で取引金額が最も大きい販売先との取引について、現金払いの割合

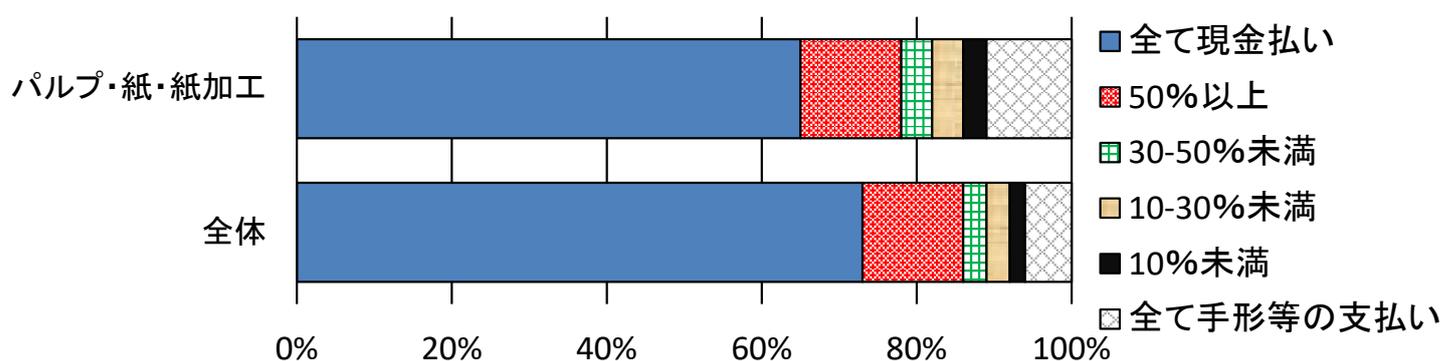
※「手形等」は、約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権を含む



- 回答12社中、7社が「全て現金払い」、2社が「現金が50%以上」。一方、1社は「現金払いが10-30%未満」、2社は「全て手形等の支払い」と回答している。
[前年度は、回答13社中、「全て現金払い」が8社、「現金が50%以上」が2社、「現金が50%未満」が1社、「全て手形等の支払い」が2社]

自主行動計画フォローアップ調査・取引条件改善調査の集計値(*)との比較

* 各業界団体による「自主行動計画FU調査」と、中小企業庁による「取引条件改善状況調査」について、中小企業庁が共通の設問を集計。共に調査期間は2024年10~12月。調査対象は「自主行動計画FU調査」が8,786社、「取引条件改善状況調査」が90,000社。本集計における回答企業数は33,619社(うち、パルプ・紙・紙加工品製造業は735社)。

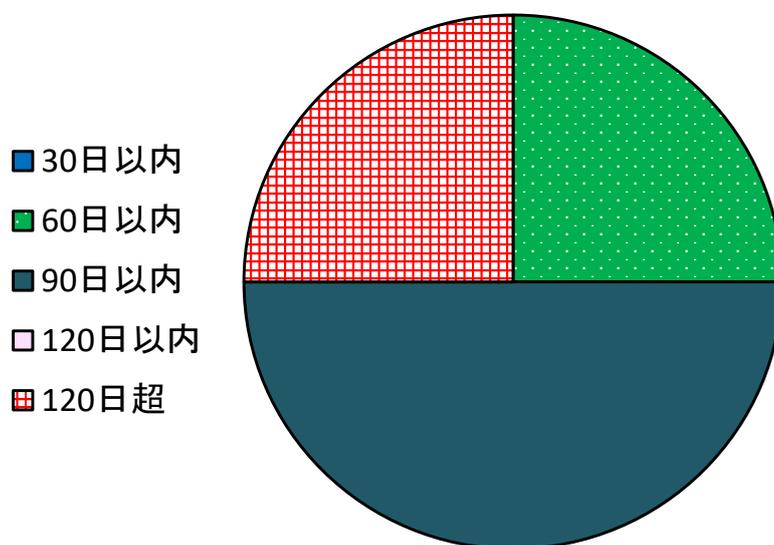


- 受注者が「全て現金払い」で支払いを受けるとする回答は、全体で73%、パルプ・紙・紙加工品製造業で65%。[製紙連FU調査では54%]
- 「全て手形等の支払い」と「現金10%未満」の合計は、全体では8%。パルプ・紙・紙加工品製造業は14%で、平均を上回っている（ほかに平均を上回っている業種は、化学、金属、印刷等）。[製紙連FU調査では23%]

I. 調査結果 (3) 受注側：支払条件の改善

【手形サイト】

設問 [受注側] 22. 下請代金を手形等で受け取っている場合、サイトはどのくらいか

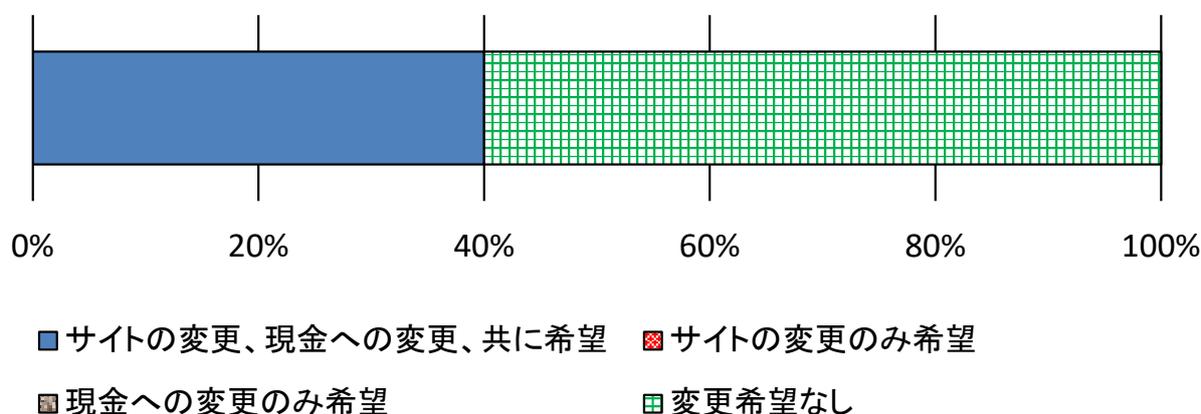


- 回答5社のうち、「60日以内」が1社、「90日以内」、「120日超」が各2社となっている。前年度は「60日以内」はゼロだったので、サイトの短縮化には進展が見られるものの、依然、60日を超えるサイトが大半を占めている。

[前年度は回答5社のうち、「90日以内」、「120日以内」が各1社、「120日超」が3社]

【支払い条件の変更希望】

設問 [受注側] 24. 下請代金を手形等で受け取っている場合、現在の方法からの変更を希望するか



- 5社中2社は現金払化とサイト変更を共に希望。一方、3社は変更を希望せず。
- なお、中小企業庁によれば、手形等で支払いを受ける受注者は「支払い条件の変更」を希望しないとの回答が他産業でも多い。同庁では、受注者が現金化の交渉を遠慮・躊躇している可能性もあると見ており、発注者と受注者による積極的な対話の継続の重要性を指摘している。

II. 今後の取り組み

1. 自主行動計画フォローアップ調査の継続的な実施

- 次回（2025年度：本年10月頃）も全社を対象に調査するとともに、回答率の向上を図りたいので、会員企業各位にご協力をお願いしたい。

2. 重点課題への取り組みの継続

- 2024年度調査によれば、価格の決定方法について、発注側では、コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格とも「概ね反映」以上とする企業が多いが、受注側では「一部反映」以下の回答が少なくない。価格転嫁促進に向け、更なる取り組みをお願いしたい。
- 支払条件について、手形等を利用している会員企業には、現金払化やサイト短縮化（60日以内）に向けた取り組みをお願いしたい。

3. パートナーシップ構築宣言の促進

- 「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの。
- 「パートナーシップ構築宣言」未実施の企業については、同宣言実施に向け、前向きなご検討をお願いしたい。

4. 法令遵守の徹底

- 取引適正化には、下請法や独占禁止法等の法令の遵守が当然の前提となる。会員企業各位には、改めてご確認の上、徹底を図っていただきたい。

5. 更なる自主行動計画改定への対応

- 政府は下請代金支払遅延等防止法（下請法）と下請中小企業振興法の改正*を進める方針を示しており、業界団体による自主行動計画も改定が必要になる可能性が高い。法改正の動き等を注視し、適正取引の推進のため、遅滞なく自主行動計画の改定を図っていくことが必要。

*主な改正内容

- ①「下請」という用語の変更、②適用範囲の拡大（現行の資本金基準に従業員基準を追加）、③発荷主と運送事業者間の取引への適用、④買ったとき規制の見直し（協議に応じない価格決定等を新たに禁止）、⑤下請代金等の支払条件に関する見直し（紙の有価証券である手形は認めない、等）

Ⅲ. [参考]下請Gメンヒアリング結果

- 2017年から下請Gメン（取引調査員）が中小企業庁と各地方経済産業局に配置され、中小企業に対し、親事業者等との間の取引実態についてヒアリングを実施している。下請Gメンは2022年度に従来の120名から248名に倍増、2023年1月に300人、2024年4月からは330人体制に増員。
- 2024年4月から11月に、下請Gメンは9,749件のヒアリングを実施。うち、パルプ・紙・紙加工品は197件。
- 2025年1月22日の中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第21回取引問題小委員会にて、下請Gメンヒアリングに基づき、注意を要する事例と好事例について中小企業庁から説明があった。そのうち、パルプ・紙・紙加工品に係る主な事例を以下に記載する。

●：よい事例、▲：注意を要する事例。【発注側業種－受注側業種】

【取引先上位との関係】

- 原材料価格は市場価格と連動して年2回見直される。労務費は自社からコスト転嫁の要請をしたところ、最上位取引先企業の取扱いに準じて、コストに占める業界平均の労務費割合及び連合平均賃上げ率を基準に取引先が査定し加工単価の引上げが認められ、遡って適用された。【自動車部品－パルプ・紙・紙加工品】
- ▲ 製品の一部を在庫保管するように指示がある。この在庫保管指示は、長年恒常的に行われており、常時保管在庫で金額的に年間取引額の1月分相当の額になる。再三にわたり改善の申し入れをしているが、発注元を含めて検討する旨の回答で、解決には至っていない。【パルプ・紙・紙加工品－パルプ・紙・紙加工品】

【支払条件】

- ▲ 以前から振込手数料は自社負担となっていたが、2022年に取引先負担への変更検討依頼を文書にて実施した。しかし、無視された状態であり、相変わらず振込手数料が減額された金額が振り込まれている。【パルプ・紙・紙加工品－パルプ・紙・紙加工品】
- ▲ 当月末締め5か月後月末日の現金支払いである。取引先に要請すれば、5か月分の金利見合い分を差引いて翌月末に支払いを受けることもできる。自社は資金繰りの関係で金利見合い分を支払って翌月末に支払いを受けている。先代の社長の時には既にこの支払い方法であり、いつスタートしたかは不明である。【パルプ・紙・紙加工品－産業機械】
- ▲ 古くから歩引きと称し購入した金額から○%の減額を行っていたが、取引先の要請で2022年に止めていた。2023年○月に、営業担当から再び歩引きと称し○%の減額を要求されている。相見積もりで見積もりを出し、その金額で自社への発注が決まった後、請求書は○%減じた金額で出せというもの。歩引きの指示は口頭であり、証拠となる書面は残さない。承服できていないが何も申し出ないまま、言われたとおり対応している。【印刷・同関連－パルプ・紙・紙加工品】

【コスト削減】

- 年2回コスト削減を提案する場を設けて実現化を図っている。その成果として2023年は一部の製品の製造工程の改善によりコスト低減が図られ、コスト低減のメリットを取引先と自社で折半した。【建材・住宅設備－パルプ・紙・紙加工品】

[主要設問・回答一覧] 回答企業の基礎情報

* 単位は、特記がない限り「～社」。

* 「型管理」等、製紙と関連が薄い設問は省略した。

①取引上の地位[単一回答]	完成品メーカー	17
	1次下請	2
	2次下請	1
	3次下請	0
	4次以下の下請	0
	あてはまるものはない	2
②資本金[単一回答]	1,000万円以下	0
	1,000万円超5,000万円以下	3
	5,000万円超1億円以下	3
	1億円超3億円以下	3
	3億円超10億円以下	1
	10億円超	12
③従業員数 [単一回答]	5人以下	0
	5人超20人以下	0
	20人超50人以下	0
	50人超100人以下	3
	100人超300人以下	8
	300人超	11
④業種(39分類) [単一回答]	パルプ・紙・紙加工品製造業	20
	化学産業	1
	その他の製造業	1
⑤法令・取り組み等 の認知 [複数回答可]	下請代金支払遅延等防止法(下請法)	22
	下請中小企業振興法(振興基準)	19
	業種毎の下請ガイドライン	18
	業界団体の自主行動計画	19
	価格交渉促進月間(3月・9月)	16
	パートナーシップ構築宣言	18
	労務費指針	16
	フリーランス法	13

[主要設問・回答一覧] 発注側:仕入先(発注先)情報／価格決定方法

I. 仕入先(発注先)情報

1. BtoB取引のある中小企業で常時取引をしている仕入先(発注先)の数 [数値回答]	
最大	2,261
最小	1

2. 仕入先(発注先)との取引に係る内容(納期、支払条件、仕様等)に 契約書等の書面は存在するか [単一回答]	
全ての取引先との間で存在	13
一部の取引先との間で存在	9
存在しない	0
分からない	0

3. 取引金額が最も大きい仕入先(発注先)は自社と同じ業種か [単一回答]	
同じ業種	2
違う業種	20
分からない	0

4. 仕入先(発注先)について、最も多く使う呼び名 [単一回答]	
取引先(企業・会社)	14
下請(企業・会社)	0
受注先(企業・会社)	0
委託先(企業・会社)	2
仕入先(企業・会社)	6
発注先(企業・会社)	0
パートナー企業・会社	0
協力企業・会社	0
その他	0

II. 価格決定方法 ※BtoB取引のある中小企業との関係

5. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先 (発注先)との協議の実施状況 [単一回答]	
全ての仕入先(発注先)と協議(100%)	7
多くの仕入先(発注先)と協議(81-99%)	10
一部の仕入先(発注先)と協議(41-80%)	5
あまり協議せず(1-40%)	0
全く協議せず(0%)	0

6. 全ての、または多くの仕入先(発注先)と協議を実施した場合、自社と 仕入先(発注先)のどちらから協議の申入れを行う場合が多かったか [単一回答]	
自社	1
仕入先(発注先)	9
双方	7

[主要設問・回答一覧] 発注側：価格決定方法

7. 全ての、または多くの仕入先(発注先)と協議を実施した場合、協議を実施するに至った理由は何か〔複数回答可〕	
ニュース等の報道等から協議に取り組む必要を感じた	12
行政・業界団体等からの要請	6
同業他社が協議を実施	3
自社の業績向上により、協議に応じる余裕が生まれた	1
経営層からの対応の指示	6
自社の販売先も協議に応じてくれたため	4
これまでも定期的に協議に応じていた	19
中長期的な競争力強化・サプライチェーンの強化を意識	6
仕入先(発注先)から強い要望(何度も要望)があった	8
価格競争促進月間等の政府の動きを活用した申し入れがあった	2
その他	1

8. (略)

9. 直近1年間の各仕入先(発注先)との取引について、労務費指針に記載される各項目の順守状況〔単一回答〕		
労務費の価格交渉への 経営トップの関与	対応できている	17
	対応できていない	5
仕入先(発注先)と定期的に 労務費の価格転嫁について 協議の場を設けている	全て対応(100%)	3
	概ね対応(81-99%)	8
	一部対応(41-80%)	6
	あまり対応できず(1-40%)	3
労務費の価格転嫁に関する資料 や説明を求める場合、公表資料 を用いるよう依頼	対応できている	13
	対応できていない	9
サプライチェーン全体での適切な 価格転嫁を意識して、要請額の 妥当性を判断	対応できている	18
	対応できていない	4
仕入先(発注先)から労務費の上昇 を理由に取引価格の引上げを求め られた場合、協議のテーブルにつく	全て対応(100%)	17
	概ね対応(81-99%)	4
	一部対応(41-80%)	0
	あまり対応できず(1-40%)	1
必要に応じて仕入先(発注先)に 労務費上昇分の価格転嫁に関する 考え方を提示	対応できている	15
	対応できていない	7
定期的に仕入先(発注先)と コミュニケーションをとる	全て対応(100%)	4
	概ね対応(81-99%)	12
	一部対応(41-80%)	6
	あまり対応できず(1-40%)	0
価格交渉の記録を作成し、自社と 仕入先(発注先)の双方で保管	対応できていない(0%)	0
	全て対応(100%)	4
	概ね対応(81-99%)	7
	一部対応(41-80%)	6
あまり対応できず(1-40%)	5	
	対応できていない(0%)	0

[主要設問・回答一覧] 発注側：価格決定方法

10. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引において、2024年度に適用する単価の決定・改定についての仕入先(発注先)のコスト増加分の反映状況 [単一回答]		
コスト全般の変動	全て反映(100%)	6
	概ね反映(81-99%)	15
	一部反映(41-80%)	1
	あまり反映せず(1-40%)	0
	反映せず(0%)	0
	減額した(マイナス)	0
労務費の変動	全て反映(100%)	5
	概ね反映(81-99%)	14
	一部反映(41-80%)	2
	あまり反映せず(1-40%)	1
	反映せず(0%)	0
	減額した(マイナス)	0
原材料価格の変動	全て反映(100%)	5
	概ね反映(81-99%)	15
	一部反映(41-80%)	1
	あまり反映せず(1-40%)	1
	反映せず(0%)	0
	減額した(マイナス)	0
エネルギー価格の変動	全て反映(100%)	5
	概ね反映(81-99%)	15
	一部反映(41-80%)	1
	あまり反映せず(1-40%)	0
	反映せず(0%)	1
	減額した(マイナス)	0

11. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、コスト増加分を一部でも反映できた仕入先(発注先)の数 [単一回答]	
全ての仕入先(発注先)に反映(100%)	8
多くの仕入先(発注先)に反映(81-99%)	10
一部の仕入先(発注先)に反映(41-80%)	4
あまり反映せず(1-40%)	0
全く反映せず(0%)	0

[主要設問・回答一覧] 発注側：価格決定方法

12. 変動コストについて、少なくとも一部を2024年度の単価に反映した場合、そうするに至った理由は何か [複数回答可]	
ニュース等の報道等から価格転嫁に取り組む必要を感じた	14
行政・業界団体等からの要請	5
同業他社が価格転嫁を実施	7
自社の業績向上により、価格転嫁に応じる余裕が生まれた	2
経営層からの対応の指示	9
自社の販売先も価格転嫁に応じてくれたため (最終製品の価格転嫁が進んだため)	4
これまでも価格転嫁に応じていた	17
中長期的な競争力強化・サプライチェーンの強化を意識	6
一定の基準で対応した結果(相見積もり、フィーミュラ、標準単価等)	6
定量的なエビデンスに基く交渉であったため (原価計算、価格変動状況、公表情報等)	12
価格改定に応じなければ取引削減・撤退するとの意思表示があった	4
価格競争促進月間等の政府の動きを活用した申し入れがあった	2
その他	0

13. 「あまり反映せず」「全く反映せず」の場合の理由 [複数回答可]	
自社の業績悪化	0
自社の販売先も価格転嫁に応じてくれない (「最終製品の価格転嫁が進まない」を含む)	0
想定している予算内での対応が困難	0
仕入先からの値上げが必要な理由に納得できない	0
一定の基準で対応した結果(相見積もり、フィーミュラ、標準単価等)	0
原材料・エネルギー等のコストが減少	1
仕入先(発注先)が定量的なエビデンスを用意せず	0
一時金で対応しているため	0
仕入先(発注先)と同業の他社が多いため	0
今後、取引中止や仕入先変更を検討している	0
これまでも価格転嫁に応じていなかった	0
その他	0

[主要設問・回答一覧] 発注側：原価低減要請、協賛金等

Ⅲ. 原価低減要請、協賛金等 ※BtoB取引のある中小企業との関係

14. 直近1年間で、仕入先(発注先)に対して原価低減要請を行ったか [単一回答]	
原価低減要請を行った	2
原価低減要請は行っていない	20
その他	0

15. 原価低減要請を行う場合の考え方(姿勢) [複数回答可]	
競争環境上できるだけ実施	1
コロナ終結により再開	0
仕入先(発注先)が対応できなくても取引は継続	1
取引の継続を検討する上で重要視	0
自社の数値目標を達成するために実施	0
その他	1

16. 直近1年間で、仕入先(発注先)に対して原価低減要請を実施する にあたり、仕入先(発注先)のために実施した行為 [複数回答可]	
業務効率化に関する提案	0
発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担	1
書面等により合理的な説明を実施	0
仕入先(発注先)と十分な協議を実施	1
何も実施せず	0
その他	0

17. 原価低減要請を行った仕入先(発注先)のうち、どの程度の企業と 書面等により合意したか [単一回答]	
全ての仕入先(発注先)と書面等により合意(100%)	0
多くの仕入先(発注先)と書面等により合意(81-99%)	0
一部の仕入先(発注先)と書面等により合意(41-80%)	2
書面等による合意はあまり実施せず(1-40%)	0
書面等による合意は実施せず(0%)	0

18. 直近1年間で、仕入先(発注先)に対して金銭、役務等の利益提供 要請(協賛金、協力金等)を行ったか [単一回答]	
利益提供要請を行った	0
利益提供要請は行っていない	22
その他	0

19-21. (略)

[主要設問・回答一覧] 発注側:支払い条件

IV. 支払い条件

*以下の設問での「手形等」は、約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権を含む

22. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、現金払いの割合 [単一回答]	
全て現金払い(100%)	16
50%以上	4
30-50%未満	0
10-30%未満	0
10%未満	1
全て手形等の支払い(現金0%)	1

23. 現金以外で最も多い支払い手段 [単一回答]	
約束手形	1
電子債権	5
一括決済方式(ファクタリング)	0
その他	0

24. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合のサイト [単一回答]	
30日(1ヶ月)以内	0
60日(2ヶ月)以内	2
90日(3ヶ月)以内	1
120日(4ヶ月)以内	2
120日(4ヶ月)超	1

25. 現在、60日を超えるサイトの手形等を利用している場合、サイトを60日以内に変更する予定があるか [単一回答]	
今年(2024年)の11月までに60日以内に変更予定	1
時期は未定だが、60日以内に変更予定	5
60日以内に変更する予定はない	0

[主要設問・回答一覧] 発注側:支払い条件／知的財産等

26. 支払方法を変更した際に、手数料分や金利分についてどのような扱いとしたか [複数回答可]	
現金払いに変更した場合の振込手数料分は自社が負担	4
現金払いに変更した場合の振込手数料分は相手が負担	0
現金以外の手法を用いることで発生する料金(電債利用の手数料等)を自社が負担	4
現金以外の手法を用いることで発生する料金(電債利用の手数料等)は相手が負担	0
サイト短縮を行った際、金額は変更せず	2
サイト短縮を行った際、従来より早期の支払いとなることを踏まえ一定金額分を差し引き	0
手形等で長いサイトへの変更をした際に一定額割り増し	0
手形等で長いサイトへの変更をしたが金額は変えず	0
その他	0

27. 2026年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨が閣議決定されている事を知っているか [単一回答]	
知っている	5
知らなかった	1

28. 下請代金の支払いについて、約束手形の利用廃止予定 [単一回答]	
2026年までに利用廃止予定	3
時期は未定だが、利用廃止予定	0
利用廃止に向けて検討中	1
利用廃止予定はない	0
約束手形以外を利用している	2

29. (略)

V. 知的財産等への対応 ※BtoB取引のある中小企業との関係

30. 取引先のうち、何割程度の企業と知的財産等を扱う取引があるか [単一回答]	
全ての企業(100%)	0
多くの企業(81-99%)	1
一部の企業(41-80%)	3
あまり知的財産等を扱う取引はない(1-40%)	4
知的財産等を扱う取引はない(0%)	14

[主要設問・回答一覧] 発注側:知的財産等／働き方改革

31. 直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するための取組を実施した取引先企業の割合 [単一回答]	
全ての企業に実施(100%)	3
多くの企業に実施(81-99%)	3
一部の企業に実施(41-80%)	1
あまり実施せず(1-40%)	1
全く実施せず(0%)	0

32. 適正な取引を実現するための具体的な取組 [複数回答可]	
双務的な秘密保持契約を締結	6
契約締結に当たり、仕入先(発注先)と明示的に内容を協議	7
秘密保持契約を締結する前は、仕入先(発注先)が有する営業上の秘密を知りうる行為をしない	2
知的財産に対して適切に対価を支払い	2
工場監査・品質保証の際には、事前にその個所を明示し、目的を達成するために必要な範囲の確認にとどめる	3
仕入先(発注先)と共同で開発した発明等の権利の帰属について、明示的に協議の上決定	4
その他	0

33. (略)

VI. 働き方改革への対応 ※BtoB取引のある中小企業との関係

34. 仕入先(発注先)の働き方に配慮した発注を行っているか [単一回答]	
配慮している	20
配慮していない	2
その他	0

35. 働き方改革に関する対応の結果、仕入先(発注先)に対し、影響が生じる可能性がある項目 [複数回答可]	
特に影響はない	19
急な仕様変更への対応の増加	2
短納期での発注の増加	1
検収の遅れ	1
支払決済処理のズレによる入金遅れ	0
従業員派遣を要請	0
発注業務の拡大・営業時間の延長	0
祝休日出勤の増加	0
その他	0
分からない	2

36. 直近1年間で、働き方改革に関する対応により、短納期発注や急な仕様変更等を行った場合、適正なコストの負担状況 [単一回答]	
全ての仕入先(発注先)について適正コストを負担(100%)	2
多くの仕入先(発注先)について適正コストを負担(81-99%)	4
一部の仕入先(発注先)について適正コストを負担(41-80%)	0
適正コストの負担はあまりしなかった(1-40%)	2
適正コストは全く負担しなかった(0%)	0
短納期発注や急な仕様変更等は行っていない	14

[主要設問・回答一覧] 受注側:販売先情報

I. 販売先情報

1. 継続取引先のうち、取引金額が最も大きい販売先の業種 [単一回答]	
卸売業	5
パルプ・紙・紙加工品製造業	2
上記以外	6

2. 取引金額が最も大きい販売先の資本金額 [単一回答]	
1,000万円以下	0
1,000万円超5,000万円以下	1
5,000万円超1億円以下	3
1億円超3億円以下	0
3億円超10億円以下	3
10億円超	6

3. 取引金額が最も大きい販売先との取引に係る内容に契約書等の書面は存在するか [単一回答]	
存在する	13
存在しない	0
分からない	0

4. 販売先について、最も多く使う呼び名 [単一回答]	
取引先(企業・会社)	8
親会社・企業	2
お客様	2
委託元(企業・会社)	0
販売先企業・会社	1
発注元(企業・会社)	0
パートナー企業・会社	0
協力企業・会社	0
その他	0

5. 常時BtoB取引をしている販売先の数 [数値回答]	
最大	2,402
最小	1

[主要設問・回答一覧] 受注側:価格決定方法

Ⅱ. 価格決定方法 ※取引金額が最も大きい販売先との関係

6. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じたか [単一回答]		
コスト全般の変動	販売先から申し出があり協議を実施	4
	販売先から申し出があったが協議せず	0
	自社から申し出を行い協議を実施	9
	自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
	協議を行う必要なし	0
	協議を申し入れることができなかった	0
労務費の変動	販売先から申し出があり協議を実施	1
	販売先から申し出があったが協議せず	0
	自社から申し出を行い協議を実施	10
	自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
	協議を行う必要なし	2
	協議を申し入れることができなかった	0
原材料価格の変動	販売先から申し出があり協議を実施	3
	販売先から申し出があったが協議せず	0
	自社から申し出を行い協議を実施	9
	自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
	協議を行う必要なし	1
	協議を申し入れることができなかった	0
エネルギー価格の変動	販売先から申し出があり協議を実施	3
	販売先から申し出があったが協議せず	0
	自社から申し出を行い協議を実施	9
	自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
	協議を行う必要なし	1
	協議を申し入れることができなかった	0

7. 自社から申し出を行い協議を実施した場合、販売先が協議に応じた理由は何か [複数回答可]	
ニュース等の報道等から協議に取り組む必要を感じた	7
行政・業界団体等からの要請	2
同業他社が協議を実施	3
販売先の業績向上により、協議に応じる余裕が生まれた	1
販売先の経営層からの対応の指示	2
販売先の取引先も協議に応じた	2
これまでも定期的に協議に応じていた	4
中長期的な競争力強化・サプライチェーンの強化を意識	3
自社から強い要望(何度も要望)があった	5
価格競争促進月間等の政府の動きを活用した申し入れに効果	1
その他	0

8. (略)

[主要設問・回答一覧] 受注側:価格決定方法

9. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先との価格交渉に関する協議状況 [単一回答]		
販売先から価格決定事由の説明状況	販売先から説明があり納得した	13
	販売先から説明があったが納得せず	0
	説明がない	0
	その他	0
販売先の協議の際の説明方法	資料を用いて説明	10
	口頭のみで説明	3
	その他	0
自社からの意見の傾聴状況	意見を聞いて理解してもらっている	12
	聞いているだけと感じる	1
	意見を聞いてくれない	0
	その他	0
協議から価格決定の回答までの期間	協議後1ヶ月以内に回答	8
	協議後3ヶ月以内に回答	3
	協議後6ヶ月以内に回答	2
	協議後1年以内に回答	0
	回答なし	0

10. 労務費指針のうち、①自社が遵守できた項目、②発注者側が出来ていた項目 [複数回答可]		
①自社の行動		
国・地方公共団体や中小企業の支援機関の相談窓口等に相談する等、積極的な情報収集		0
価格交渉において、最低賃金の上昇率や春季労使交渉の妥結額や上昇率等、公表資料を用いる		3
定期的な価格交渉の時期や販売先の繁忙期等、値上げ要請が行いやすいタイミングを活用		4
販売先からの価格提示を待たずに自ら希望する額を提示する		4
定期的に仕入先(発注先)とコミュニケーションをとる		11
価格交渉の記録を作成し、自社と仕入先(発注先)の双方で保管		3
その他		2
②発注者側の行動		
労務費の価格交渉について経営トップの関与が感じられた		4
定期的に労務費の価格転嫁について協議の場が設けられた		4
価格転嫁に関する資料や説明を求められた場合、公表資料を用いるよう依頼された		0
サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を意識して、要請額の妥当性が判断された		6
労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求めたところ、協議のテーブルについて		4
労務費上昇分の価格転嫁に関する考え方を提示された		0
その他		2

[主要設問・回答一覧] 受注側：価格決定方法

11. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況 [単一回答]		
コスト全般の変動	全て反映された(100%)	1
	概ね反映された(81-99%)	6
	一部反映された(41-80%)	4
	あまり反映されず(1-40%)	1
	反映されず(0%)	0
	減額された(マイナス)	1
労務費の変動	全て反映された(100%)	2
	概ね反映された(81-99%)	4
	一部反映された(41-80%)	5
	あまり反映されず(1-40%)	1
	反映されず(0%)	0
	減額された(マイナス)	1
原材料価格の変動	全て反映された(100%)	2
	概ね反映された(81-99%)	6
	一部反映された(41-80%)	4
	あまり反映されず(1-40%)	0
	反映されず(0%)	0
	減額された(マイナス)	1
エネルギー価格の変動	全て反映された(100%)	2
	概ね反映された(81-99%)	5
	一部反映された(41-80%)	5
	あまり反映されず(1-40%)	0
	反映されず(0%)	0
	減額された(マイナス)	1
12. 変動コストについて、少なくとも一部が2024年度の単価に反映できた 場合、その理由は何か [複数回答可]		
ニュース等の報道等から価格転嫁に取り組む必要を販売先が感じた		8
販売先への行政・業界団体等からの要請		2
販売先の同業他社が価格転嫁に応じている		4
販売先の業績向上により、価格転嫁に応じる余裕が生まれた		1
販売先の経営層からの対応の指示		1
販売先の取引先も価格転嫁に応じてくれたため (最終製品の価格転嫁が進んだため)		2
これまでも価格転嫁に応じていた		3
中長期的な競争力強化・サプライチェーンの強化を意識		4
一定の基準で対応した結果(相見積もり、フィーミュラ、標準単価等)		2
定量的なエビデンスに基く交渉であったため (原価計算、価格変動状況、公表情報等)		4
価格改定に応じない場合の取引削減・撤退の意思表示		0
価格競争促進月間等の政府の動きを活用した申し入れを実施		0
その他		0

[主要設問・回答一覧] 受注側: 価格決定方法／原価低減要請、協賛金等

13. 「あまり反映されず」「全く反映されず」「減額された」の場合の理由 [複数回答可]	
販売先の業績悪化	2
販売先の取引先も価格転嫁に応じてくれないため (最終製品の価格転嫁が進まないため)	1
販売先が想定している予算内での対応が困難	0
自社からの値上げが必要な理由に納得ができなかった	0
一定の基準で対応した結果(相見積もり、フィーミュラ、標準単価等)	0
原材料・エネルギー等のコストが減少	0
定量的なエビデンスを用意していなかった	0
一時金で対応されているため	0
自社と同業の他社が多いため	0
今後、取引中止や仕入先変更を検討している	0
これまでも価格転嫁に応じていなかった	0
その他	0

14. 販売先に納める主な製品・サービスの原価・コストを労務費、 原材料価格、エネルギー価格、その他の費用の4つの費目に 分けた場合、費目ごとの原価・コストに占める割合 【各項目の合計が100%になるように回答。割合の算出が困難または 不明の場合、「不明」と回答】	
<回答企業(9社)の平均> ※「不明」は4社	
労務費	15%
原材料価格	46%
エネルギー価格	18%
その他の費用	21%

Ⅲ. 原価低減要請、協賛金等 ※取引金額が最も大きい販売先との関係

15. 直近1年間で、販売先から原価低減要請や利益提供要請を受けたことがあるか [単一回答]	
受けたことがある	6
受けたことはない	7

16. 原価低減要請や利益提供要請のとらえ方(姿勢) [複数回答可]	
競争環境上やむを得ないと考える	4
取引先と共同で効率化を行うなかで対応	2
対応するつもりはない	2
取引継続のため一部は対応することになっている	2
取引先の数値目標を達成するための取組	0
その他	0

17. 原価低減要請や利益提供要請に際し、販売先と十分に協議し、納得のうえ 書面により合意したか [単一回答]	
要請に納得したうえで合意した	4
要請に納得しないまま合意した	0
要請に応じなかった	2

18-19. (略)

[主要設問・回答一覧] 受注側:支払い条件

IV. 支払い条件 ※取引金額が最も大きい販売先との関係

*以下の設問での「手形等」は、約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権を含む

20. 下請代金の現金払いの割合はどのくらいか [単一回答]	
全て現金払い(100%)	7
50%以上	2
30-50%未満	0
10-30%未満	1
10%未満	0
全て手形等の支払い(現金0%)	2

21. 現金以外で最も多い支払い手段 [単一回答]	
約束手形	1
電子債権	3
一括決済方式(ファクタリング)	0
その他	1

22. 下請代金を手形等で受け取っている場合、サイトはどのくらいか [単一回答]	
30日(1ヶ月)以内	0
60日(2ヶ月)以内	1
90日(3ヶ月)以内	2
120日(4ヶ月)以内	0
120日(4ヶ月)超	2

23. 直近1年間で、下請代金の受け取り方法を手形等から現金へ変更するための協議を行ったか [単一回答]	
販売先から申し出があり協議を実施	1
自社から申し出を行い協議を実施	1
自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
協議を行う必要なし	3

24. 下請代金を手形等で受け取っている場合、現在の方法からの変更を希望するか [単一回答]	
サイトの変更、現金への変更、ともに希望	2
サイトの変更のみ希望	0
現金への変更のみ希望	0
変更を希望しない	3

[主要設問・回答一覧] 受注側:支払い条件

25. 下請代金を手形等で受け取っており、現在の方法からの変更を希望しない場合、その理由 [複数回答可]		
資金繰りに問題がない		2
販売先と継続して取引を行うため(現金化するまでの期間も販売先とやりとりが出来るため)		1
電子的決済手段を自ら使用することが難しい		0
自身の仕入先(発注先)が電子的決算手段に対応しない		0
現金以外の支払い手段の方が利便性が高い		0
電子債権等の電子的決済手段に移行しても約束手形と何ら変わらないと感じている		0
これまでの慣習を変えるのは手間なため		1
その他		0
26. 支払方法が変更された際に、手数料分や金利分がどのような扱いになったか [複数回答可]		
現金払いに変更した場合の振込手数料分は相手が負担		2
現金払いに変更した場合の振込手数料分は自社が負担		0
現金以外の手法を用いることで発生する料金(電債利用の手数料等)を相手が負担		0
現金以外の手法を用いることで発生する料金(電債利用の手数分等)を自社が負担		2
サイト短縮により従来より早期に回収できるようになった(額の変更なし)		1
サイト短縮により従来より早期に回収できることを踏まえた金額分を差し引かれることになった		0
手形等で長いサイトへの変更を受けた際に一定額割り増した金額となった		0
手形等で長いサイトへの変更を受けたが金額に変更なし		0
その他		1
27. 2026年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨が閣議決定されている事を知っているか [単一回答]		
知っている		11
知らなかった		1
28. 自社からの支払いで最も多い手段とサイト [単一回答]		
①手段	約束手形	0
	電子債権	2
	一括決済方式(ファクタリング)	1
	現金	9
②サイト	30日(1ヶ月)以内	6
	60日(2ヶ月)以内	1
	90日(3ヶ月)以内	1
	120日(4ヶ月)以内	2
	120日(4ヶ月)超	2

[主要設問・回答一覧] 受注側:知的財産等

V. 知的財産等への対応

29. 保有する知的財産権等を保護するための対応を行っているか [単一回答]	
実施中	9
実施予定	0
未実施	1
知的財産等を有しているか不明	3

30. 知的財産権等を保護するための体制はあるか [複数回答可]	
専門部署を設置	4
専任の担当者を設置	0
兼任の担当者を設置	5
体制はない	4
その他	0

31. 知的財産権等を保護するための具体的な対策 [複数回答可]	
特許等の出願・登録	7
ノウハウの営業秘密としての管理	4
取引先企業から手交された契約書案の内容確認	7
公平な契約を結ぶための交渉	5
特に対策はしていない	4
その他	0

32. 設問31において「特に対策はしていない」理由 [複数回答可]	
取引先企業を信頼しており、知的財産等を侵害されるおそれはないと考えている	1
過去に知的財産権等を侵害されたことがなく、対策は必要ないと考えている	3
かつては対策を講じていたが、取引先企業との間では効果がなく、諦めを感じてしまった	0
どのように対策をしたらよいか分からない	2
その他	0

33. 直近1年間で、知的財産権等の取引において販売先から受けたことのある行為 [複数回答可]	
契約書の修正協議に応じてもらえない	1
その他の選択肢(秘密保持契約の締結拒否、対価の否定、等)	0

[主要設問・回答一覧] 受注側:働き方改革

VI. 働き方改革への対応

34. 販売先による発注の際、回答企業の働き方に配慮した発注がなされているか [単一回答]	
配慮されている	9
配慮されていない	3
その他	1

35. 直近1年間に販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響 [複数回答可]	
特に影響はない	10
急な仕様変更への対応の増加	0
短納期での発注の増加	3
検収の遅れ	0
支払決済処理のズレによる入金遅れ	0
従業員派遣を要請	1
発注業務の拡大・営業時間の延長	0
祝休日出勤の増加	0
その他	0

36. 直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを発注側企業(販売先)が負担したか [単一回答]	
全て販売先が負担(100%)	3
多くを販売先が負担(81-99%)	1
一部を販売先が負担(41-80%)	2
販売先はあまり負担せず(1-40%)	1
販売先は負担しなかった(0%)	4

下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2024年9月20日改定)

製紙産業は、商業印刷や新聞、出版等のグラフィック用途、段ボールや紙器、紙袋等の包装・加工用途、ティッシュ、トイレ紙等の衛生用途と、幅広い需要分野に応じて多種多様な製品を製造しており、産業活動や日常生活において不可欠な素材を供給している。日本製紙連合会の会員企業は、それぞれ多数の企業と取引関係を有しており、製紙産業の維持・発展のためには、中小企業を含む取引先と適切な取引関係を確立し、双方が協力してサプライチェーン全体の取引条件を改善していくことが不可欠である。このため、日本製紙連合会の会員企業は、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法という。)及び下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(以下、振興基準という。)等を踏まえて、これまで適正な取引に取り組んできた。

経済産業省は、2016年9月に政策パッケージとして「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表した。その中では、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押し付けることがないように徹底するため、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善が重点課題として挙げられている。2020年6月には、新たに知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止が上記政策パッケージの重点課題に追加された。2021年12月には、政府全体の取り組みとして「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が決定され、その具体化として、2022年2月に経済産業省が、価格交渉のより一層の促進、パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、約束手形の2026年までの利用廃止等を内容とする「取引適正化に向けた5つの取組」を公表している。2023年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すことが掲げられた。同年11月には、内閣官房及び公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表している。これらの政策実現に向け、業種横断的なルールの特化・厳格化が経済産業省において進められており、振興基準が2024年3月に改正されている。業種別下請ガイドラインの改定も進められ、製紙業界に関しても、「紙・紙加工産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(以下、ガイドラインという。)が同年8月に改定された。

日本製紙連合会は、振興基準及びガイドラインを踏まえ、下請事業者との取引について、以下の通り自主行動計画を策定し、会員企業による適正取引の推進に取り組む。自主行動計画の遵守状況については、定期的なフォローアップにより、確実な実行を担保する。特に、合理的な価格決定の推進、利益提供要請、働き方改革、知的財産の保護に係る改定に当たっては、下請Gメンヒアリング結果に基づく中小企業庁からの指摘を踏まえて対応する。

下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2024年9月20日改定)

I. 適正取引の推進

(1) 発注時の書面交付

会員企業は、下請法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項を記載した書面を交付しない場合は、下請法第3条違反となることを認識し、発注時の書面交付を行う。下請法適用対象以外の取引であっても、取引条件の明確化のため、書面等の交付に努める。

(2) 合理的な価格決定の推進

会員企業は、価格決定方法の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを踏まえ、以下の点に取り組む。

- ① 価格決定に際しては、品質、数量、原材料及びエネルギーコスト、労務費、納期の長短等について取引先と十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ② 政府の実施する価格交渉促進月間の趣旨に鑑み、取引先から価格交渉を求められた場合には、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格協議に遅滞なく応じ、当該製品のサプライチェーンを構成する他の企業にも働きかけつつ、十分な協議を実施する。また、取引先からの要請の有無にかかわらず、会員企業側から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けるよう努める。
- ③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(注)に掲げられている「事業者が採るべき行動／事業者として求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、同指針別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議する。特に、最低賃金(家内労働法に規定する最低工賃を含む)の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえる。
(注)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(内閣官房・公正取引委員会)」
(2023年11月29日)
- ④ 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、あらかじめ定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギー価格の高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す。
- ⑤ 取引対価の決定に当たっては、取引の対象となる物品に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮する。
- ⑥ 会員企業と取引先が協力して現場の生産性改善等に取り組む場合、コスト削減に係る双方の寄与度に応じて価格を決定することとし、受注者側の努力によるコスト削減効果を一方的に価格に反映することのないよう、十分な協議をした上で価格を決定する。
- ⑦ 見積時に比べ発注時のロット数が減少したにもかかわらず、見積時の予定単価を一方的に要請することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、実際の発注時の単価について、十分な協議を実施する。
- ⑧ 一括納入を前提とした単価を、多頻度小口配送の場合の単価として一方的に決定することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、配送条件が変更された場合の単価について、十分な協議を実施する。

下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2024年9月20日改定)

(3)コスト負担の適正化

会員企業は、コスト負担の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを認識し、以下の点に取り組む。

- ①契約成立後の発注キャンセルについて、会員企業は、取引先が既に仕掛したコストの負担がある場合を勘案し、コスト負担を事前に明確にする等、ルール化に努める。
- ②受発注に関する専用のシステムや専用帳票等の使用を求める場合は、取引先の対応コストに配慮し、使用に関し合意を得る。

(4)利益提供要請の際の十分な配慮

金銭、役務その他の経済上の利益を提供させて取引先の利益を不当に害することがないよう徹底する。下請法及び下請中小企業振興法の対象外の取引も含め、利益の提供を要請する場合は、あらかじめ使途、算出根拠、提供の条件等を明確にし、取引先の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。

(5)「働き方改革」への対応

会員企業は、自らの取引が起因となり取引先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、十分に配慮する。下請法及び下請中小企業振興法の対象外の取引も含め、取引先の生産に必要なリードタイムを十分に考慮する。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合は、適正なコストを負担するよう努める。

(6)支払条件の改善

日本製紙連合会は、約束手形の利用廃止に向け、理事会において、会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業における支払の現金払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促す。

また、会員企業は、取引先の資金繰りに関心を持つよう努め、以下の点に取り組む。

- ①代金支払は発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行う。
- ②下請代金の支払はできる限り現金によるが、手形等(手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。)により支払う場合は、その現金化にかかる割引料等のコスト負担について、取引先の負担とすることがないように、割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。当該協議を行う際は、会員企業と取引先の双方が具体的に検討できるよう、割引料等のコストと下請代金を分けて明示する。下請代金の手形等のサイトは、60日以内とすることを徹底する。
- ③約束手形の2026年の利用廃止に向けて取り組む。支払側としてだけでなく受取側としても、できる限り現金払いに切り替えることを前提としつつ、電子的決算手段等、手形の代替手段が取れるよう検討を行う。約束手形の利用廃止に向けて取り組む過程で、取引先に対して一方的なコストダウンの要求等は行わない。
- ④支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取り組みを進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や下請法対象外取引においても支払いはできる限り現金によるものとする。手形等を用いる場合は、そのサイトについて60日以内とするよう努めるとともに、できる限り約束手形の利用を減らすよう努める。
- ⑤建物や大型機械の取引は、金額が大きく、かつ、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたるため、前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努める。

下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2024年9月20日改定)

(7) サプライチェーンの維持に向けた取り組み

会員企業は、サプライチェーン全体の機能維持のため、以下の点に取り組む。

- ①取引先の廃業等によりサプライチェーンの維持が困難になる恐れがあることを踏まえ、事業継承の意向や状況の把握に努め、取引先と対話した上で、事業継承が円滑に遂行されるよう、経営改善支援、後継者育成、引継先のマッチング支援等に努める。
- ②天災等の緊急事態によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して、事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。また、天災等が発生した場合は、取引先に一方的な負担を押し付けることがないよう留意するとともに、被災事業者との取引関係継続や優先発注に配慮する。
- ③持続可能な物流の実現に向け、荷主として責任ある主体的な取り組みの必要性を認識し、適正な運賃水準となるよう配慮する。

(8) フリーランスとの取引

会員企業は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(注)を踏まえた適切な取引を行う。

(注)「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)」(2021年3月26日)

(9) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

会員企業は、取引先が取引条件について不満や問題を抱えていないか自ら聞き取るなど、取引先が申出をしやすい環境の整備に努め、年に1回の価格交渉等の協議の申出があった場合には、これに応じる。

(10) 知的財産の保護

会員企業は、取引の目的に照らし合理的な範囲内で、取引先の知的財産を取り扱う。知的財産取引の適正化のため、「知的財産取引に関するガイドライン」(注)に基づき、取引を実施する。その際、取引条件の明確化のため、同ガイドラインで示している「契約書ひな形」を活用する。

(注)「知的財産取引の適正化について(2021年3月31日付け20210319中庁第6号)」

II. パートナーシップ構築宣言の促進

日本製紙連合会は、理事会において会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進する。

(注)2024年9月1日現在、会員企業数31社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数20社(64.5%)。会員企業のうち資本金3億円を超える企業数は17社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数は14社(82.4%)。

III. 自主行動計画のフォローアップ

日本製紙連合会は、会員企業による自主行動計画の実施状況について、定期的にフォローアップすることにより把握する。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、会員企業の取引慣行の改善を進める。

下請Gメンヒアリング結果に基づく中小企業庁からの指摘により、自主行動計画の徹底が必要とされた事項については、具体的な対応方針として別添の「徹底プラン」を策定し、調査委員会傘下のワーキンググループにおいてフォローアップする。

「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」徹底プラン (2024年9月20日改定)

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、紙・紙加工品業界において、「短納期発注の場合の適正なコスト負担」や「支払条件における現金化の推進」など、自主行動計画に記載があるものの、その取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が指摘された。日本製紙連合会では、「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」のうち下請Gメンの指摘事項について、遵守の徹底をはかるため、会員各社において、調達部門を中心に社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、調達部門のみならず社内隅々と、取引先に対して周知を行う。さらに、調査委員会傘下のワーキンググループにおいて、会員各社の各事項の実施状況について調査を実施し、その結果の検討を踏まえて議論し、当徹底プランの改定にも取り組む。

1. 取引対価について

1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

- 合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、賃金の引上げ等が可能となるよう、十分に協議して決定されることが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- 下請事業者と一切の協議をしないまま、目標価格又は価格帯のみを一方向的に提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案をさせ、不合理な価格低減を強要すること。
- あらかじめ価格を決定せずに指名契約の形で発注し、後日、下請事業者との協議を行わず一方向的に安い価格を提示し、不合理な価格低減を強要すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- 下請事業者に対し、必要に応じて価格交渉を申し出てほしい旨を呼びかけること。

2. 短納期発注について

1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

- やむを得ず短納期で発注する場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の追加コストを負担することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- 会員企業の都合により、契約時に想定していない残業、休日出勤等を下請事業者に強いるような短納期発注を行う場合に、下請事業者から具体的な金額をもって追加コストの負担要請をされたにもかかわらず、一切の追加コスト負担を拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- 短納期発注が見込まれる取引については、短納期発注が見込まれる旨及び追加コストが発生する場合には負担する用意がある旨、事前に下請事業者へ伝えること。

「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」徹底プラン (2024年9月20日改定)

3. 支払条件について

1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

・引き続き、現金化の取組みを強化していくことが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

・支払いサイト60日を超える約束手形のみで支払いを行い、現金払いへの切り替えや、電子的決済手段等の代替手段を検討しないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

・約束手形、一括決済方式または電子記録債権を使用する場合は、取引先と十分協議し、双方納得のうえ実施すること。

4. 働き方改革について

1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

・働き方改革による下請事業者へのしわ寄せ等の不利益を与え、又は、下請事業者の働き方改革を阻害するような取引、要請を行わないことを徹底することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

・会員企業からの発注に対応するため、下請事業者が恒常的に残業をせざるを得ない状況にある場合において、残業削減を要請されたにもかかわらず、一切の協議に応じないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

・下請事業者への発注の際、下請事業者の実情(人員や業務量等)を勘案し、残業時間の削減に配慮すること。